

創業者支援事業のご案内

< はじめに >

富山市では、市内で新たに事業を開始された方、又は事業を開始してから1年未満の方に事業資金を融資する「創業者支援資金融資制度」を設けております。

この融資制度の申込要件は、

- (1) 「同一業種に1年以上継続して勤務し、当該業種と同一業種の事業を営む場合」
 - (2) 「法律に基づく資格を有している方が、その資格を必要とする事業を営む場合」
 - (3) 「市長が指定した経営指導を受けた方が、新たに事業を営む場合」
- のいずれかの要件を満たす方となります。

開業した業種の勤務歴が1年に満たない場合や勤務経験とは異なる事業を開業した場合など、上記(3)に該当する方は、つぎに記載する経営指導*を受けていただくことになります。

< 経営指導とは？ >

事業計画・資金計画に基づく、専門家（中小企業診断士）による経営診断

市長が指定した中小企業診断士による事業計画・資金計画等の診断を受けていただきます。

専門家との面談により、事業計画の検討を行い、今後の事業運営の円滑化・適正化のために必要と思われる場合には、中小企業診断士の指導・助言等のもと、計画の見直しを図るなど、より適切な計画策定に向けての支援を行います。

また、この経営指導に必要な診断費用の一部については、市が負担しますので、創業者の方は、低廉な料金で専門家（中小企業診断士）の経営診断等を受けることができます。

融資申込までの流れ

- (1) 事業計画・資金計画等の作成
 - ・所定の様式に基づき、事業計画・資金計画等を作成する。
- (2) 経営診断の申込み
- (3) 中小企業診断士との面談による事業計画・資金計画等の検討
 - ・作成した事業計画・資金計画等をもとに、中小企業診断士の指導を受ける。
 - その計画が適切なものとなるよう指導・助言等を受け、必要な場合には、計画を修正。
- (4) 融資申込
 - ・中小企業診断士の経営指導の結果、計画等が適切であると認められる者については、融資要件を満たす者として、融資申込ができるものとする。

注) 上記の経営指導は、融資申込みの一つの要件であり、この経営指導を終了したことをもって、融資審査が終了するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

中小企業診断士による経営診断申込書

年 月 日

| | |
|--------------------|--|
| (ふりがな) | |
| 氏 名 | |
| 住 所 | |
| 連 絡 先 | TEL () 自宅・携帯・勤務先 () |
| 診断希望日時 (希望時間に○) | 年 月 日 ・ 9 : 0 0 ~ ・ 1 0 : 0 0 ~ ・ 1 1 : 0 0 ~ |

*申込み状況により、希望の時間とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

1 申し込みについて

- (1) 申 込 先 申込書に必要事項をご記入のうえ、商工労政課までお申し込みください。
*診断日の前月末日を申込の締切とします。
- (2) 必要書類「事業計画書」「開業資金準備計画書」「事業内容報告書」
「収益見込・実績報告書」を作成のうえ、申込書とあわせて提出してください。

2 経営診断の概要

- (1) 会 場 市役所西館7階 702会議室 (当日は、商工労政課にて受付いたします。)
- (2) 診 断 日 原則として、毎月10日頃 (お申込の際にご確認ください。)
- (3) 診 断 時 間 午前9時から12時 (1人あたり1時間から1時間30分程度)
- (4) 診 断 費 用 15,000円 (診断日当日にご持参ください。)
- (5) そ の 他 診断日、及び申込期日については、申込状況、中小企業診断士のスケジュール、休日等の都合により、変更となる場合がありますので、事前にご確認のうえ、お申し込みください。

(問い合わせ先) 〒930-8510
富山市新桜町7番38号
富山市商工労働部商工労政課
TEL 076(443)2070
FAX 076(443)2183